

## 第3期

# 和束町子ども・子育て支援事業計画

原案

第3回会議資料

令和7年3月

和束町



# 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....            | 1  |
| 1 計画策定の背景と目的 .....                  | 1  |
| 2 第2期計画策定以降の子ども・子育て支援の主な動向 .....    | 2  |
| 3 計画の位置づけ .....                     | 3  |
| 4 計画の対象 .....                       | 4  |
| 5 計画の期間 .....                       | 4  |
| 6 計画の策定体制と策定の経緯 .....               | 5  |
| 7 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 .....         | 6  |
| <b>第2章 和束町の子ども・子育てを取り巻く現状</b> ..... | 8  |
| 1 子ども・子育てを取り巻く現状 .....              | 8  |
| 2 アンケート調査結果から見た子ども・子育てを取り巻く現状 ..... | 14 |
| 3 第2期計画事業の進捗評価 .....                | 17 |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....         | 18 |
| 1 子ども・子育て支援の基本理念 .....              | 18 |
| 2 事業体系 .....                        | 18 |
| 3 事業内容 .....                        | 19 |
| <b>第4章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....      | 32 |
| 1 将来の子ども人口 .....                    | 32 |
| 2 量の見込みと確保方策 .....                  | 33 |
| <b>第5章 計画の推進体制</b> .....            | 42 |
| 1 計画の推進 .....                       | 42 |
| 2 計画の点検・評価・改善 .....                 | 42 |
| <b>資料編</b> .....                    | 43 |
| 1 和束町子ども・子育て会議条例 .....              | 43 |
| 2 和束町子ども・子育て会議条例施行規則 .....          | 43 |
| 3 和束町子ども・子育て会議委員 .....              | 43 |
| 4 策定の経緯 .....                       | 43 |



# 第Ⅰ章 計画策定の趣旨

## I 計画策定の背景と目的

国では、子どもや子育てに関する支援や少子化対策を進めていくための多くの対策や法整備がなされており、近年では、子どもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、新たな司令塔となる「こども家庭庁」の発足がなされました。

様々な子ども・子育て支援が進められている中ではありますが、子どもや子育てに関する課題は依然として多岐にわたっており、複雑化・多様化しています。核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化といった、子育てに関わる方や支援する側の減少がみられ、就労環境の多様化や共働き世帯の増加等による子育て家庭の負担増も見受けられます。さらに、子育て家庭の孤立、貧困による格差、ヤングケアラーといった様々な課題も顕在化しています。

また、少子化対策としても、国は、2030年代に入るまでの期間を、少子化傾向を反転できるラストチャンスとし、「こども未来戦略」「こども・子育て支援加速化プラン」による施策を進めているところですが、少子化の進行は加速しており、出生数、合計特殊出生率ともに減少傾向が続いています。

同様に、和束町においても少子化の進行は続いており、年少人口（0～14歳人口）、総人口に占める年少人口割合とともに、減少傾向となっています。

こうした中、和束町では、令和2年度からを計画期間とする「第2期和束町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種子ども・子育て支援を進めてまいりました。

育児環境の向上及び子育て世帯の定住の促進を目的とする、和束町独自の給付金制度「和束町子育て応援給付金」の実施等、子育て環境の整備・充実に取り組んでいるところです。

今後も引き続き、和束町における子ども・子育て支援施策を推進していくため、第2期計画の後継計画として、「第3期和束町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」を策定しました。

次世代育成支援対策推進法の有効期限の再延長、「子ども・子育て支援法」等の一部改正等の国の動きや、関連する府の取組等もふまえつつ、和束町における子ども・子育てに関する切れ目のない支援の実施、子どもが健やかな成長や安心して子育て出来る環境づくりに向けた様々な施策を推進してまいります。

## 2 第2期計画策定以降の国の人・子育て支援の主な動向

|      |   |
|------|---|
| 令和2年 | 4月 児童福祉法の改正・施行<br>児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置について示した  |
|      | 12月 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定<br>子どもに関する様々な課題に総合的に対応するための方針、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた方針を示した  |
| 令和3年 | 10月 育児・介護休業法の改正・施行<br>男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を実施                                     |
|      | 9月 児童福祉法の改正・施行<br>児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う旨を示した                            |
| 令和4年 | 4月 こども家庭庁発足<br>子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔としての「こども家庭庁」が発足                       |
|      | 4月 こども基本法の施行<br>子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律   |
| 令和5年 | 12月 こども大綱が閣議決定<br>こども基本法に基づいてこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱  |
|      | 12月 こども未来戦略が閣議決定<br>これまでの少子化対策を踏まえて、社会経済の参加者全員が子育て世帯を支え、応援していくことの重要性が示す戦略<br>「こども・子育て支援加速化プラン」として、令和8年度までの集中取組期間に実施する具体的な政策が定められた   |
| 令和6年 | 12月 幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）が閣議決定<br>全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的としたビジョン                    |
|      | 12月 こどもの居場所づくりに関する指針が閣議決定<br>全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し活躍していくよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する指針 |
| 令和6年 | 5月 育児・介護休業法、次世代育児支援対策推進法の改正<br>(令和7年4月から段階的に施行)   |
|      | 男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を実施         |

|      |  |
|------|--|
|      | 6月 子ども・子育て支援法の改正・施行<br>(一部令和7年4月から段階的に施行)  |
| 令和6年 | ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育への推進に資する施策の実施に必要な措置を実施                       |
|      | 子ども・子育て支援特別会計の創設、子ども・子育て支援金制度の創設   |
|      | 6月 こどもの貧困の解消に向けた対策推進法の公布（子どもの貧困対策推進法の改正）   |
|      | 子どもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、子どもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定め、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とした法律 |

### 3 計画の位置づけ

#### （1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

##### 子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

##### 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

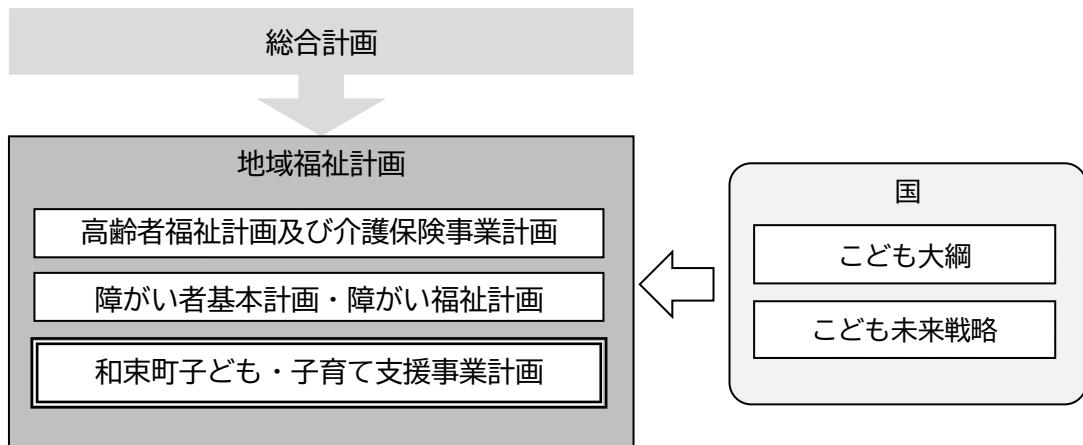
さらに本計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条2に基づく市町村の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と一体的に策定します。

##### こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（市町村計画）

第十条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

## (2) 計画体系等における位置づけ

本計画は、上位計画である「和束町総合計画」や町内関連計画、国・府の子ども・子育て支援の方針等と整合を図りながら策定しました。



## 4 計画の対象

本計画は、和束町に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

## 5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

|      | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) | 令和12年度～ |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 本計画  |                   |                   |                   |                    |                    |         |
| 次期計画 |                   |                   |                   |                    | ●見直し<br>及び策定       | ➡       |

## 6 計画の策定体制と策定の経緯

### (1) 和束町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「和束町子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定進めました。

### (2) 計画策定に伴うアンケート調査

計画策定に伴う基礎調査としてアンケート調査を実施し、得られた住民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

#### ① 調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類の調査を実施しました。

| 調査の種類      | 調査の対象（母集団）                | 調査期間                    | 実施方法                           |
|------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 就学前児童アンケート | 町内の就学前児童<br>(0~5歳) の保護者   | 令和6年<br>2月27日<br>~3月15日 | 郵送及び<br>保育園・<br>小学校での<br>配布・回収 |
| 小学生アンケート   | 町内の就学児童<br>(小学1~6年生) の保護者 |                         |                                |

#### ② 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

| 調査の種類      | 配布数  | 回収数 | 回収率   |
|------------|------|-----|-------|
| 就学前児童アンケート | 80票  | 47票 | 58.8% |
| 小学生アンケート   | 108票 | 53票 | 49.1% |

### (3) パブリックコメントの実施

住民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 実施期間     | 令和7年2月14日(金)～令和7年2月28日(金) |
| 寄せられた意見数 | 4件                        |

## 7 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### (1) 制度の概要

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

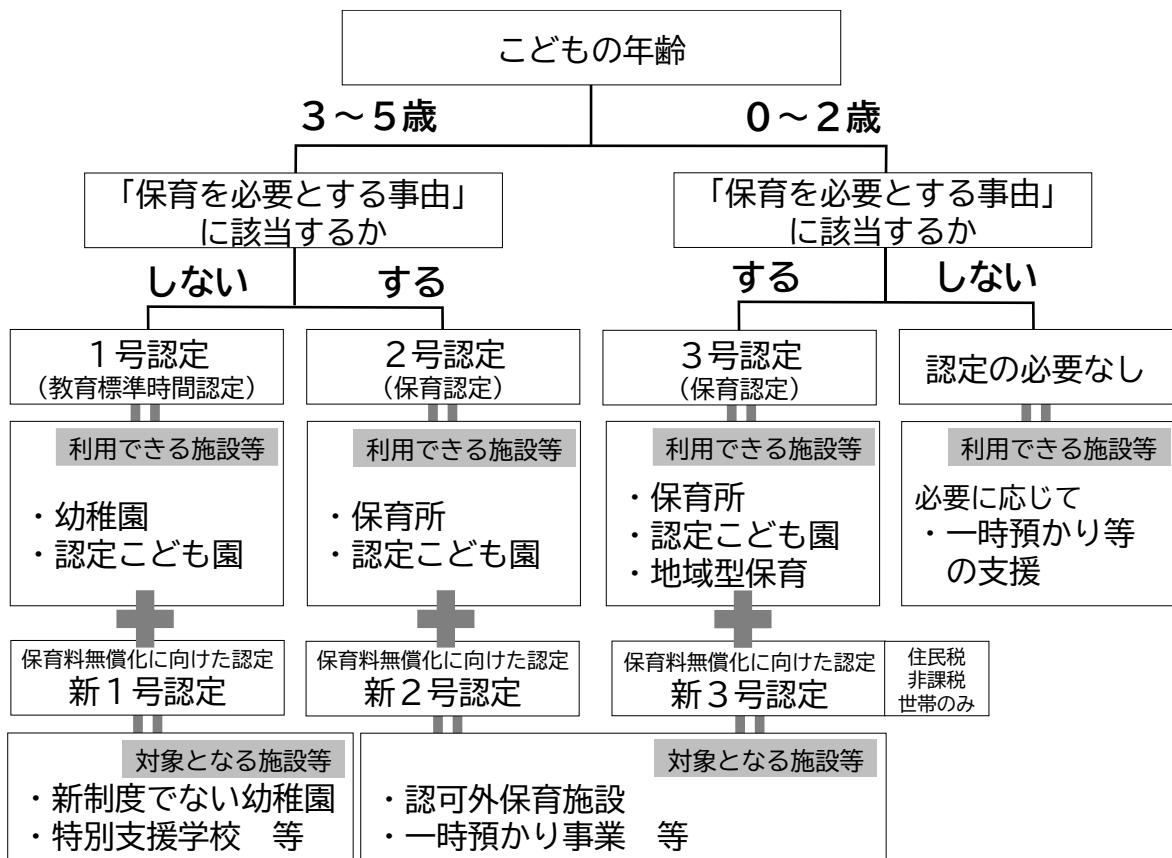
子ども・子育て支援制度の概要図

| 子どものための教育・保育給付  | 地域子ども・子育て支援事業  |
|---|--|
| <b>施設型給付</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・認定こども園（0～5歳）</li><li>・幼稚園（3～5歳）</li><li>・保育所（0～5歳）</li></ul>                          | ①利用者支援事業<br>②地域子育て支援拠点事業<br>③妊婦健康診査<br>④乳児家庭全戸訪問事業<br>⑤養育支援訪問事業<br>⑥子育て短期支援事業<br>⑦一時預かり事業<br>⑧延長保育事業<br>⑨病児・病後児保育事業<br>⑩子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) |
| <b>地域型保育給付</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・小規模保育</li><li>・家庭的保育</li><li>・居宅訪問型保育</li><li>・事業所内保育</li></ul>                     | ⑪放課後児童健全育成事業<br>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業<br>⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業   |
| <b>子育てのための施設等利用給付</b><br><b>施設等利用費</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設型給付を受けない幼稚園</li><li>・預かり保育事業</li><li>・認可外保育施設 等</li></ul> | ⑭子育て世帯訪問支援事業<br>⑮児童育成支援拠点事業<br>⑯親子関係形成事業<br>⑰妊婦等包括相談支援事業<br>⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）<br>⑲産後ケア事業  |
| 現金給付（児童手当や妊婦のための支援給付 等）   | 国・町両主体<br>3期計画に新規記載<br>(⑯～⑲はR7施行)<br>(⑰以外は努力義務)  |

## (2) 保育の必要性の認定

### ①認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。



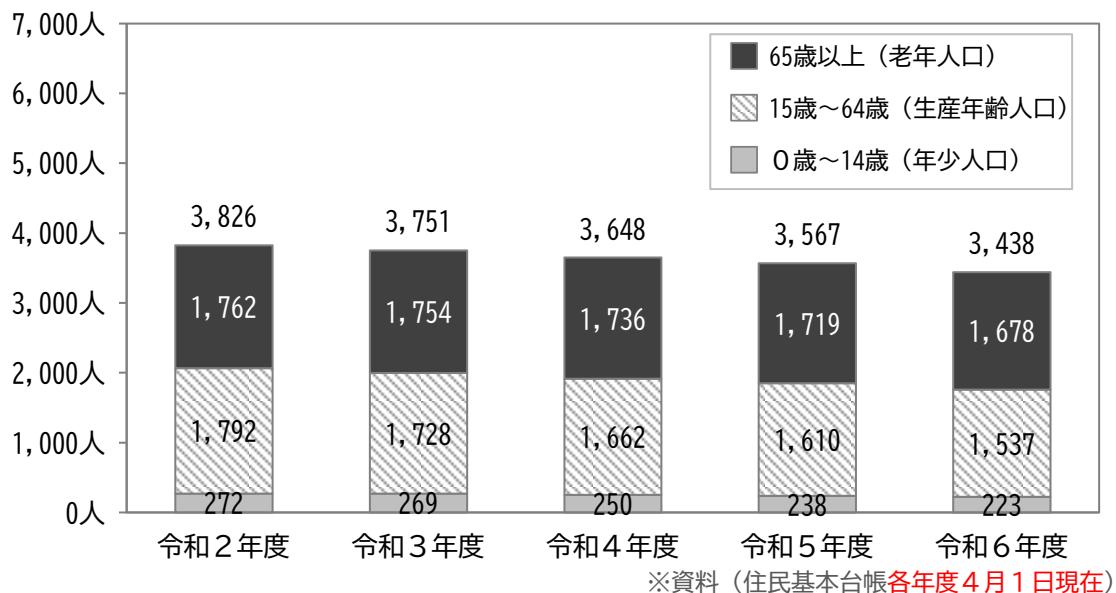
## 第2章 和束町の子ども・子育てを取り巻く現状

### I 子ども・子育てを取り巻く現状

#### (1) 人口・世帯の状況

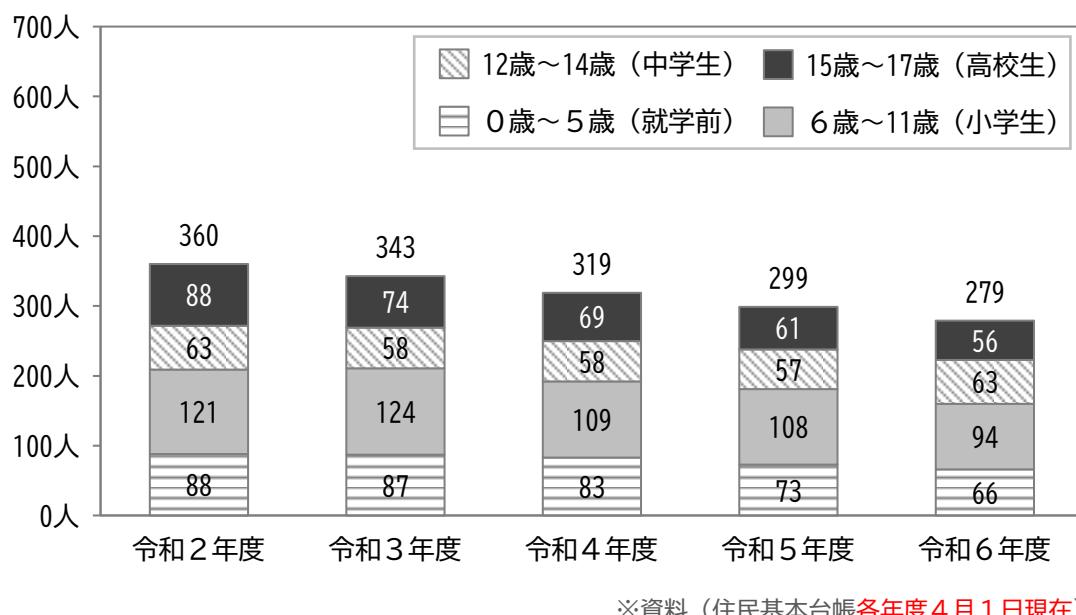
##### ①年齢3区分別人口

和束町の人口は減少傾向で推移しており、令和6年度では3,438人となっています。



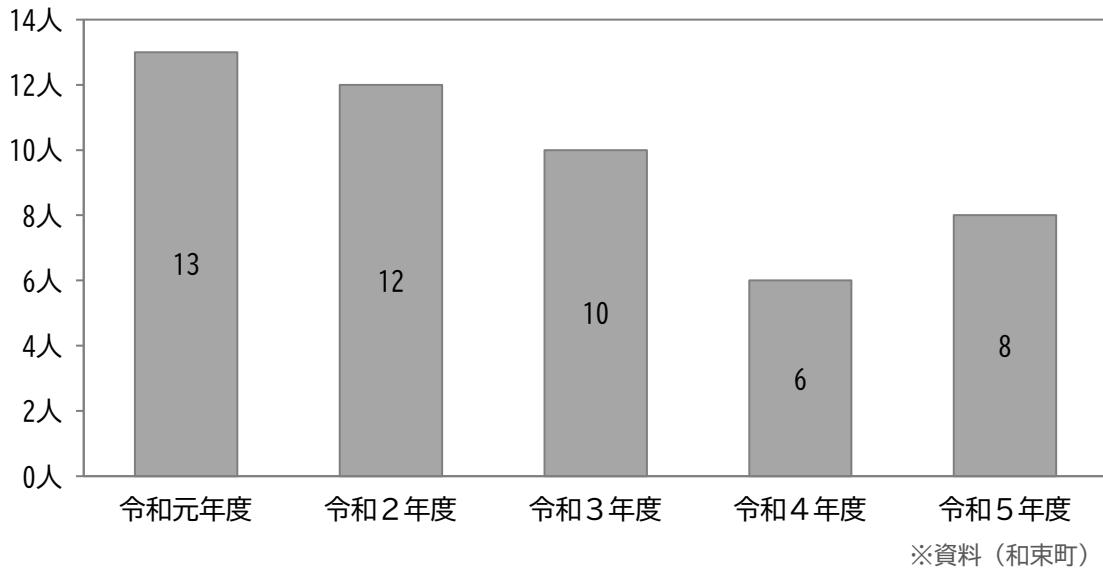
##### ②年齢4区分別18歳未満人口

和束町の18歳未満人口は減少傾向で推移しており、令和6年度では279人となっています。



### ③年間出生数

和束町の年間出生数は、増減を繰り返して、平均10人程度で推移しています。

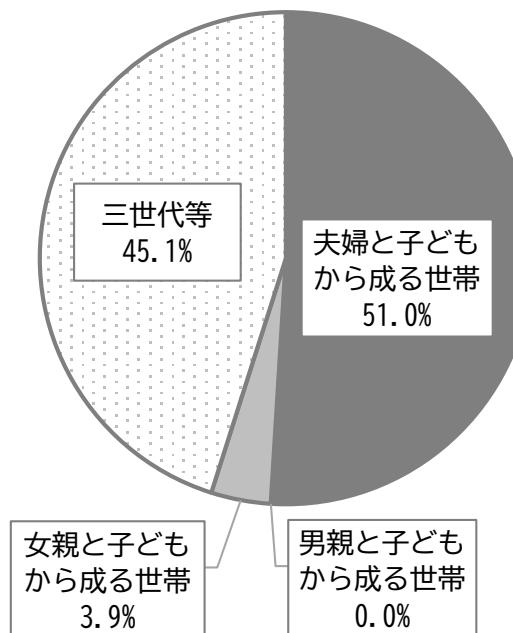


### ④6歳未満の子どもがいる世帯

和束町での世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる世帯は51世帯となっています。

また、6歳未満の子どものいる世帯のうち、54.9%が核家族となっており、三世代等世帯が45.1%となっています。

|           | 世帯数<br>(世帯) | 世帯人員<br>(人) | 6歳未満人員<br>(人) |
|-----------|-------------|-------------|---------------|
| 一般世帯      | 1,377       | 3,427       | 71            |
| 6歳未満のいる世帯 | 51          | 246         | 71            |

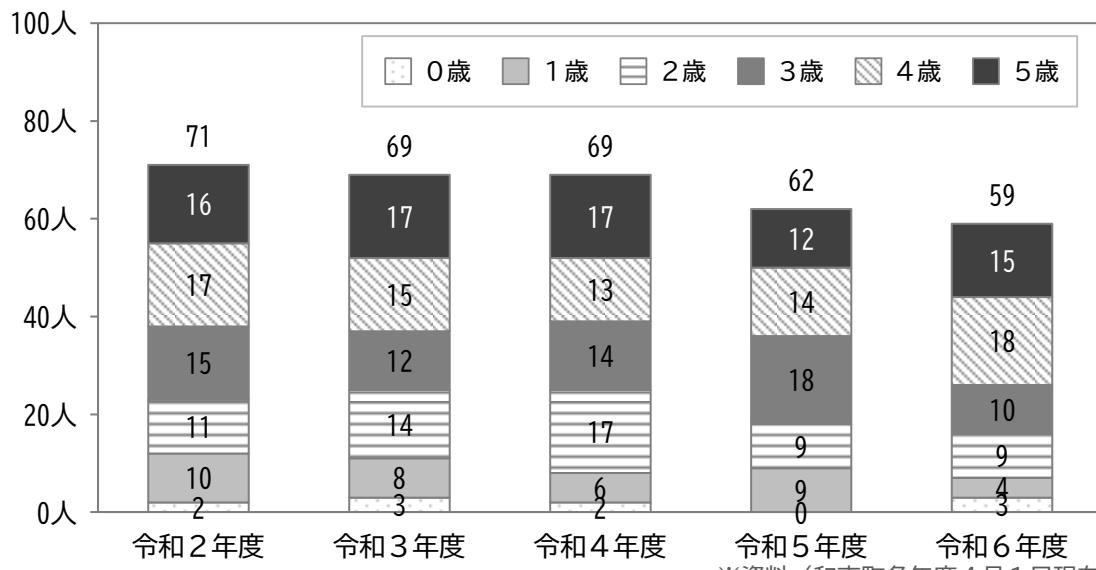


※資料（平成27年国勢調査）

## (2) 教育・保育施設の利用状況

### ①保育園利用児童数

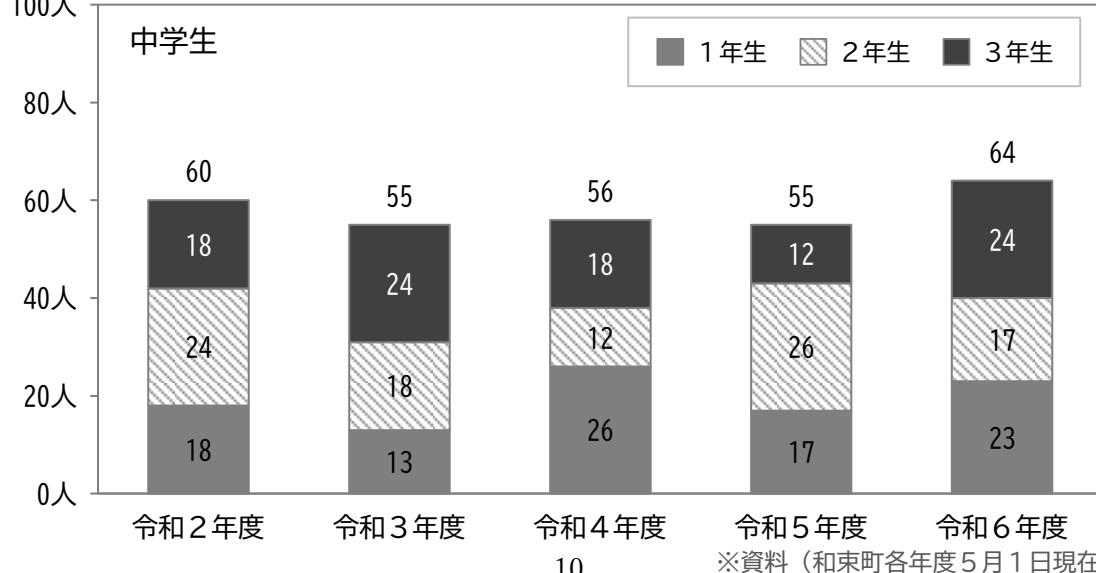
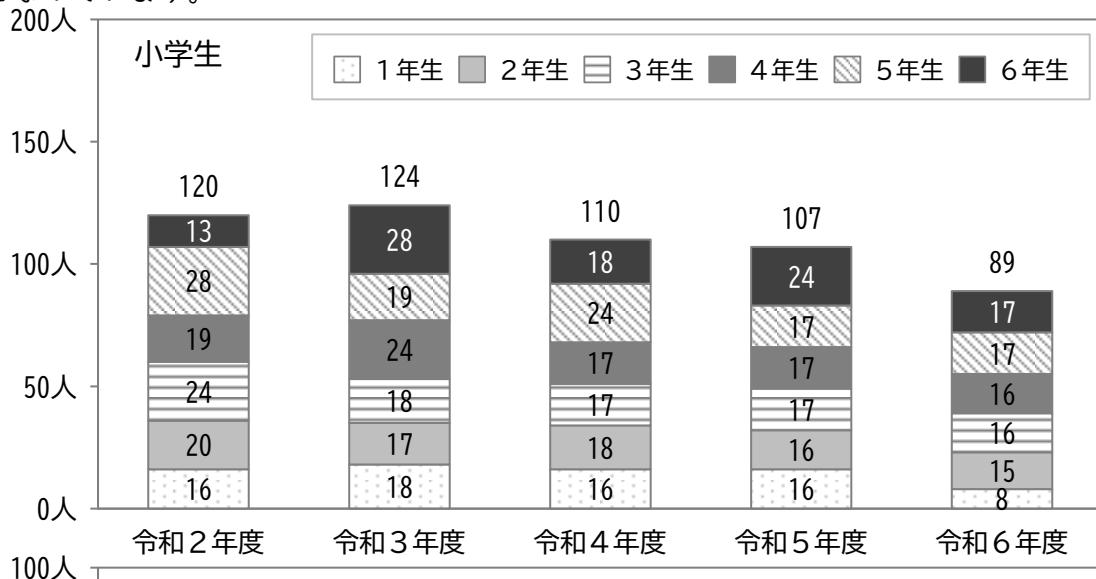
和束保育園利用児童数は減少傾向で推移しており、令和6年度で59人となっています。



※資料（和束町各年度4月1日現在）

### ②小学校・中学校児童数

和束小学校・和束中学校児童数は令和3年以降減少傾向で推移しており、令和6年度で89人となっています。



※資料（和束町各年度5月1日現在）

### (3) 子育て支援の状況

#### ①子育て支援センターの活動状況

和束町の子育て支援センターでは以下の活動をしています。

- ・園庭開放（対象：未就園児、毎週2回午前10時～午前11時30分）
- ・すくすく広場（対象：未就園児とその親、毎週1回午前10時～午前11時30分）
- ・一時保育（対象：満1歳～就学前、午前8時30分～午後4時30分（延長あり））

|        |           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 園庭開放   | 年間実施回数（回） | 153   | 153   | 153   | 153   | 153   |
|        | 延べ利用者数（人） | 212   | 36    | 4     | 36    | 34    |
| すくすく広場 | 年間実施回数（回） | 42    | 40    | 45    | 45    | 47    |
|        | 延べ利用者数（人） | 340   | 301   | 290   | 346   | 202   |
| 一時保育   | 年間実施回数（回） | 23    | 56    | 13    | 4     | 0     |
|        | 延べ利用者数（人） | 23    | 56    | 14    | 4     | 0     |

※資料（和束町）

#### ②保健事業の利用状況

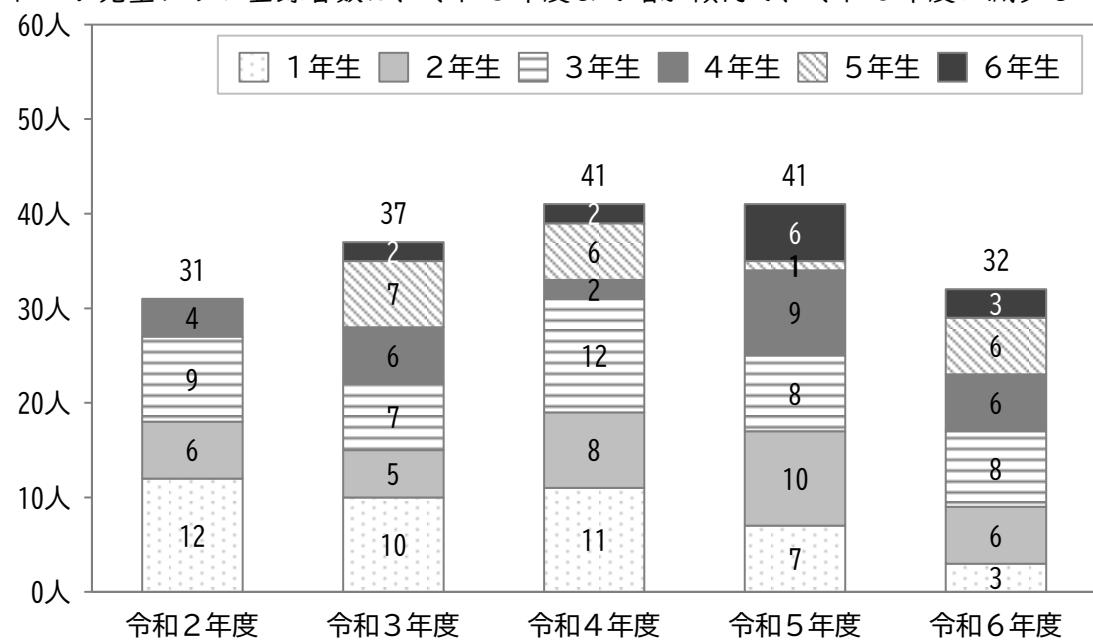
和束町において保健事業として実施している事業は以下の通りです。

|                        |             | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度  |
|------------------------|-------------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 母子健康手帳                 | 年間交付数（冊）    | 13     | 12     | 14     | 7     | 7      |
| 父子健康手帳                 | 年間交付数（冊）    | 13     | 12     | 14     | 6     | 6      |
| 妊婦健康診査費助成金             | 受診券発行件数（件）  | 15     | 12     | 15     | 6     | 7      |
| 新生児訪問                  | 年間実人数（人）    | 11     | 13     | 11     | 6     | 8      |
|                        | 延べ実施回数（回）   | 11     | 13     | 11     | 6     | 8      |
| 乳児健康相談                 | 年間延べ利用人数（人） | 73     | 26     | 33     | 52    | 24     |
|                        | 延べ実施回数（回）   | 12     | 7      | 12     | 12    | 10     |
| 幼児歯科健診                 | 年間延べ受診児数（人） | 33     | 7      | 13     | 20    | 15     |
|                        | 受診率         | 84.6%  | 58.3%  | 56.5%  | 50.0% | 31.9%  |
| 乳幼児健康診査<br>(生後3～4ヶ月児)  | 受診児数（人）     | 14     | 11     | 8      | 11    | 5      |
|                        | 受診率         | 100.0% | 91.7%  | 100.0% | 91.6% | 83.3%  |
| 乳幼児健康診査<br>(生後9～10ヶ月児) | 受診児数（人）     | 12     | 9      | 13     | 7     | 4      |
|                        | 受診率         | 80.0%  | 81.8%  | 92.8%  | 77.7% | 100.0% |
| 乳幼児健康診査<br>(1歳6ヶ月児)    | 受診児数（人）     | 12     | 12     | 9      | 11    | 10     |
|                        | 受診率         | 80.0%  | 85.7%  | 81.8%  | 91.6% | 100.0% |
| 乳幼児健康診査<br>(3歳児)       | 受診児数（人）     | 11     | 11     | 12     | 19    | 10     |
|                        | 受診率         | 64.7%  | 100.0% | 92.3%  | 90.4% | 83.3%  |

※資料（和束町）

### ③わづか児童クラブ登録者数

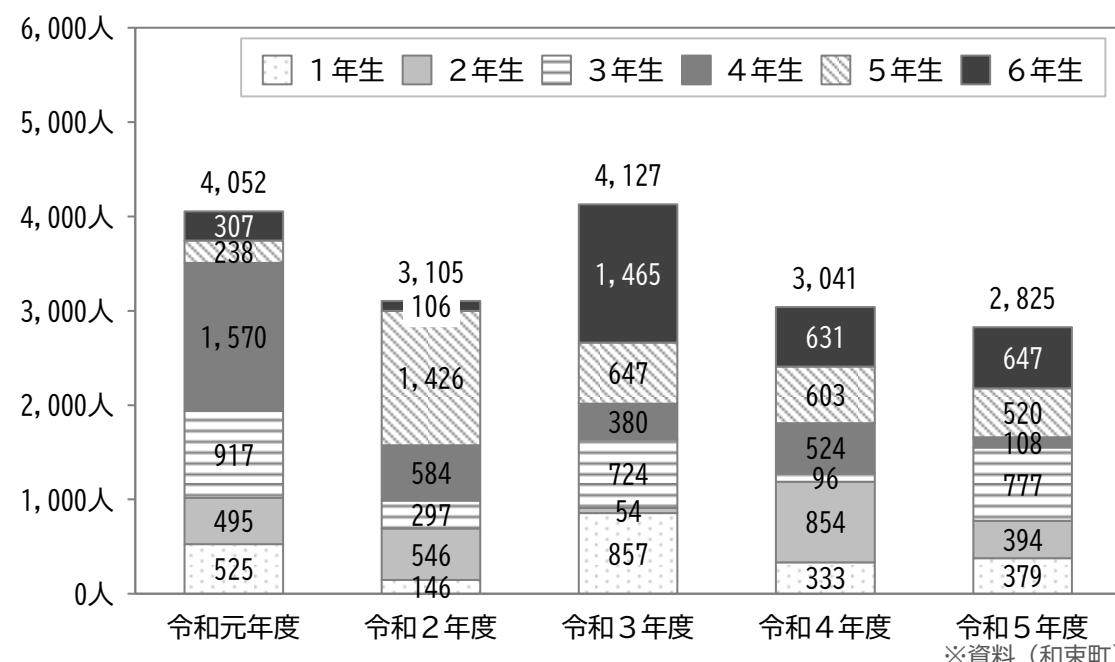
わづか児童クラブ登録者数は、令和5年度まで増加傾向で、令和6年度に減少しています。



※資料（和束町）

### ④いきいきこども館利用児童数

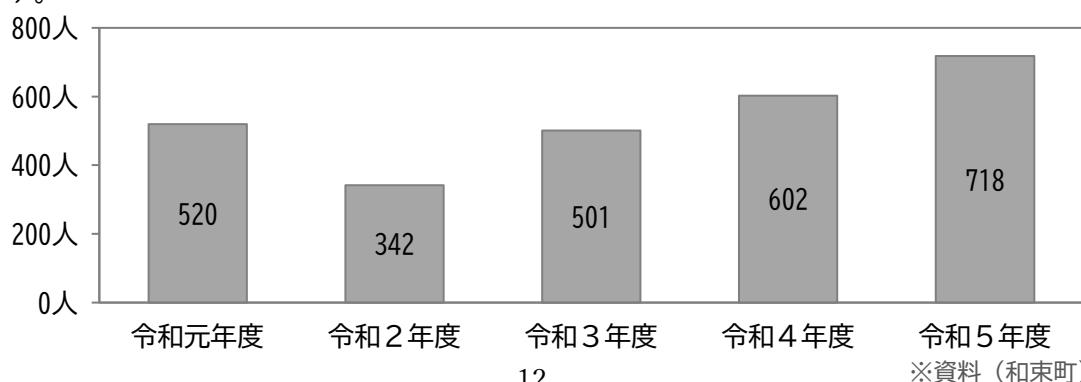
いきいきこども館利用児童数は、増減を繰り返して推移しています。



※資料（和束町）

### ⑤放課後子ども教室利用者数

放課後子ども教室利用者数は、令和2年度以降増加傾向で、令和5年度では718人となっています。



## ⑥各種手当・助成の実施状況

和束町で実施している各種手当・助成は以下の通りです。

|                       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童手当<br>受給者数（人）       | 157   | 150   | 149   | 126   | 119   |
| 児童扶養手当<br>受給者数（人）     | 25    | 24    | 23    | 22    | 20    |
| 特別児童扶養手当<br>受給者数（人）   | 6     | 6     | 7     | 7     | 7     |
| 乳幼児福祉医療費助成<br>対象者数（人） | 333   | 316   | 301   | 272   | 254   |

※資料（和束町）

## ⑦18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯数

和束町における18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯数は以下の通りです。

|             | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活保護受給者数（人） | 61    | 61    | 68    | 65    | 67    |
| うち両親世帯（世帯）  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| うち母子世帯（世帯）  | 2     | 2     | 2     | 1     | 1     |
| うち父子世帯（世帯）  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※資料（和束町）

## ⑧18歳未満の障害者手帳所持者数

和束町における18歳未満の障害者手帳所持者数に、大きな変動はありません。

|                | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----------------|------|------|------|------|------|
| 身体障害者手帳所持者数（人） | 0    | 2    | 2    | 0    | 0    |
| 療育手帳所持者数（人）    | 5    | 5    | 5    | 6    | 6    |

※資料（和束町）

## ⑨児童虐待相談件数

福祉課で実施している児童虐待相談の件数は、令和2年以降減少傾向です。

|            | 令和元年      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|-----------|------|------|------|------|
| 児童虐待<br>相談 | 新規相談件数（件） | 8    | 3    | 2    | 1    |
|            | 継続相談件数（件） | 5    | 12   | 9    | 6    |
|            | 合計        | 13   | 15   | 11   | 7    |

※資料（和束町）

## ⑩要保護児童数・要支援児童数

和束町における要保護児童数・要支援児童数は、令和2年以降減少傾向です。

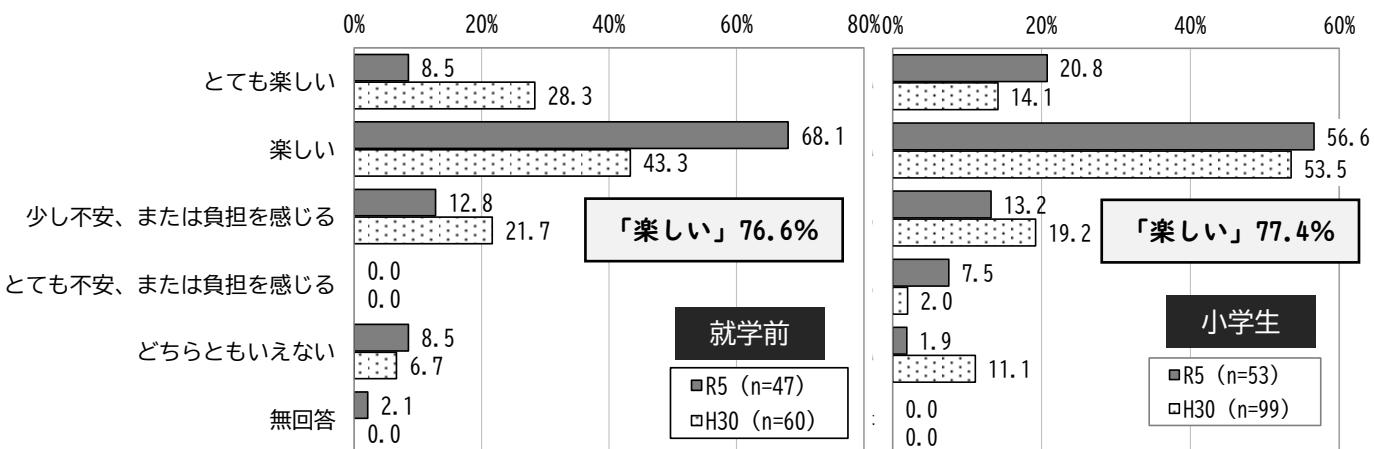
|          | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 要保護児童（人） | 8    | 10   | 10   | 6    | 6    |
| 要支援児童（人） | 5    | 5    | 1    | 1    | 0    |

※資料（和束町）

## 2 アンケート調査結果から見た子ども・子育てを取り巻く現状

### ①子育ての感想（単数回答）

「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた「楽しい」の割合は、就学前・小学生調査とも、7割程度となり、前回調査より増加しています。一方で、「不安、負担を感じる」割合は、就学前調査で12.8%、小学生調査で20.7%となっています。



子育てに不安や負担を感じる方が1～2割。特に小学生で多くなっている。

### ②悩み・不安なこと（複数回答）

子どもの悩み・不安に関する上位3項目は就学前・小学生とも共通です。しかし、保護者の悩み・不安に関する上位3項目は異なり、子どもの成長とともに変化しています。

| 就学前調査上位3項目（子どものこと） |               |       |
|--------------------|---------------|-------|
| 1位                 | 子どものしつけ       | 57.4% |
| 2位                 | 子どもの教育や将来の教育費 | 46.8% |
| 3位                 | 食事や栄養         | 44.7% |

| 小学生調査上位3項目（子どものこと） |       |  |
|--------------------|-------|--|
| 子どもの教育や将来の教育費      | 49.1% |  |
| 子どものしつけ            | 45.3% |  |
| 食事や栄養              | 32.1% |  |

| 就学前調査上位3項目（保護者のこと） |                                   |       |
|--------------------|-----------------------------------|-------|
| 1位                 | 子どもを叱りすぎているような気がする                | 27.7% |
| 2位                 | 仕事や自分のやりたいことができない／子育てによる身体の疲れが大きい | 23.4% |
| 3位                 | 住居が狭い                             | 12.8% |

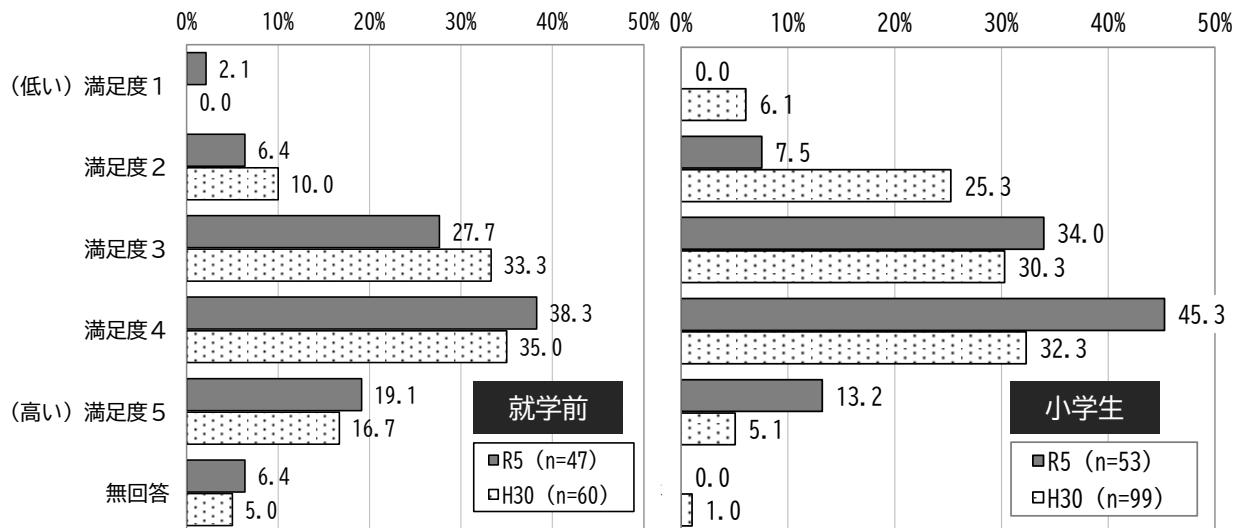
| 小学生調査上位3項目（保護者のこと）                |       |  |
|-----------------------------------|-------|--|
| 仕事や自分のやりたいことができない                 | 26.4% |  |
| 配偶者・パートナーの協力が少ない                  | 22.6% |  |
| 子育てによる身体の疲れが大きい／保護者同士の交流・付き合いが難しい | 13.2% |  |

就学前の保護者は「しつけ」に、小学生の保護者は「教育や教育費」に悩んでいる。

### ③和束町における子育て支援への満足度（単数回答）

### 就学前問 24・小学生問 17

就学前・小学生ともに「満足度4」が最も多くなっています。満足度平均値は、就学前調査で3.70点。小学生調査で3.64点です。

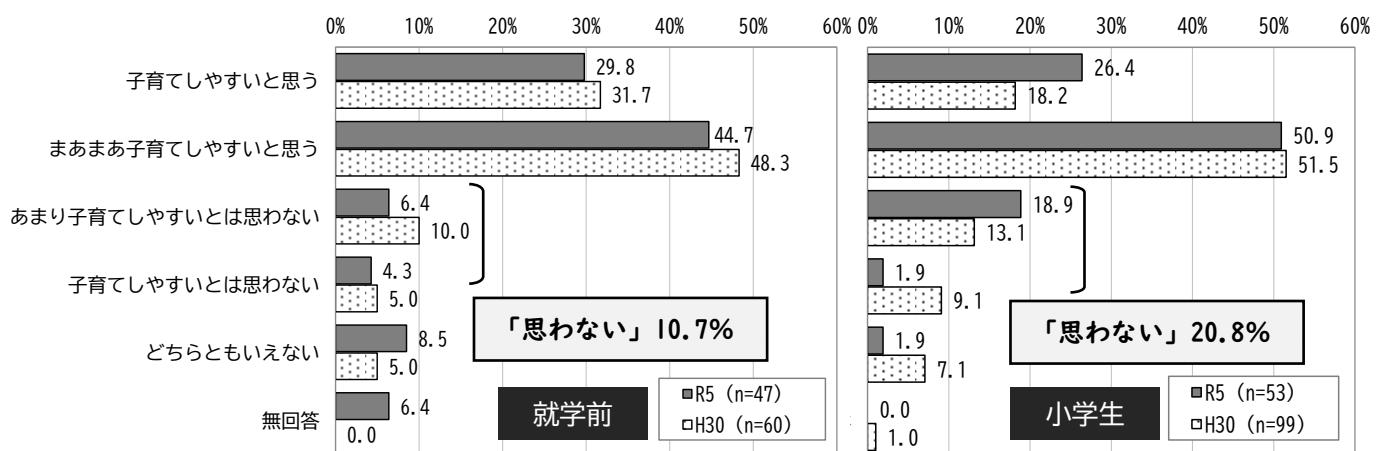


就学前・小学生ともに、やや満足よりの評価となっている。

### ④和束町は子育てしやすいと感じるか（単数回答）

### 就学前問 25・小学生問 18

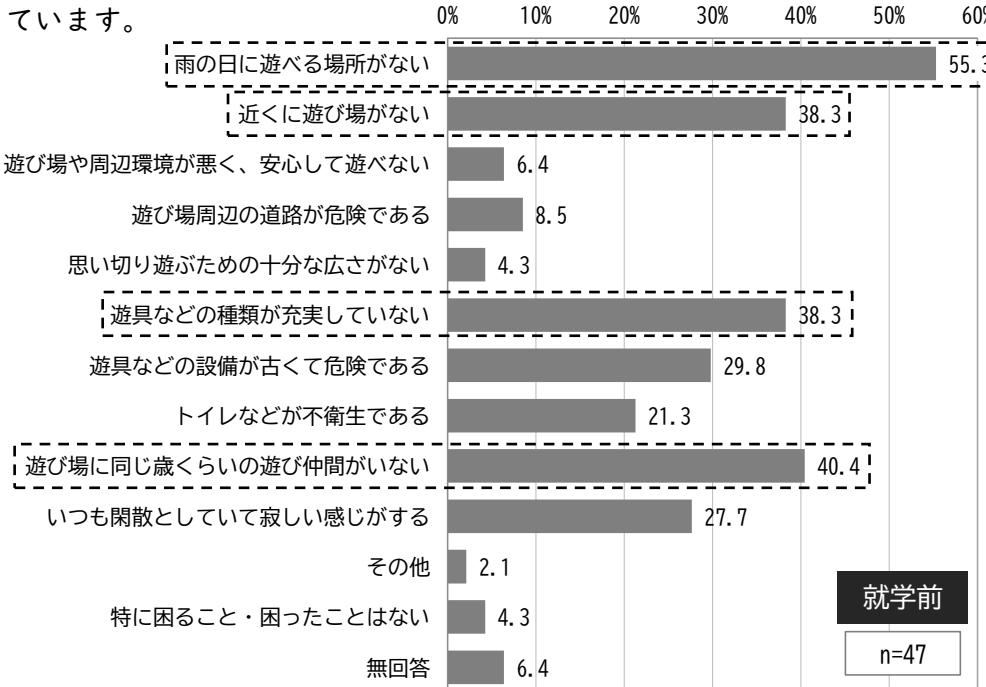
就学前・小学生調査とも約7割が「子育てしやすい」と感じています。一方で、就学前調査では10.7%、小学生調査では20.8%が「子育てしやすいとは思わない」と感じています。



子育てしやすいとは思わない方が1～2割となっている。

## ⑤遊び場で困ること・困ったこと（複数回答）

「雨の日に遊べる場所がない」が55.3%で最も多く、次いで「遊び場に同じ歳くらいの遊び仲間がいない」が40.4%、「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」が38.3%となっています。



遊ぶ場所の他、遊び仲間を求める声が多く挙がっている。

## ⑥子育てしやすいまちとなるために重要なこと、実現してほしいこと（複数回答）

就学前・小学生ともに、上位2項目は「小児救急医療体制の充実」「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」となっています。

| 上位2項目                    | 就学前調査 | 小学生調査 |
|--------------------------|-------|-------|
| 道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備 | 53.2% | 62.3% |
| 小児救急医療体制の充実              | 53.2% | 54.7% |

道路・公園の整備や医療体制の充実が求められている。

## ⑦望ましい子育て支援施策（複数回答）

就学前・小学生ともに、上位3項目は「経済的負担の軽減」「安心・安全な環境」「仕事との両立」となっています。

| 上位3項目                 | 就学前調査 | 小学生調査 |
|-----------------------|-------|-------|
| 子育てにおける経済的負担の軽減       | 63.8% | 86.8% |
| 子育てのための安心、安全な環境整備     | 42.6% | 64.2% |
| 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進 | 36.2% | 47.2% |

経済面への支援、安心・安全な環境整備、仕事との両立支援が求められている。

### 3 第2期計画事業の進捗評価

#### (1) 関係各課による評価

第2期計画における各施策の進捗状況について、担当課による評価を実施しました。

それぞれの施策について、計画通り（3点）、概ね計画通り（2点）、少し遅れ（1点）、実施していない（0点）の4段階で評価しています。

1つの施策について、担当課が複数となっている場合は、それぞれの課による評価を平均したもの、その施策の評価としています。

計画全体の平均点としては 2.80 点となっており、概ね計画通り～計画通りの基準程度の進捗がなされており、各施策の進捗がしっかりと図られている状況となっています。

しかし、「4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの充実」では、2.60 点と低い進捗状況となっており、今後一層の進捗を図っていく必要があります。

| I 子ども・子育て支援の推進                |                                       |        |
|-------------------------------|---------------------------------------|--------|
| 2.75 点                        | ①子育て相談、情報提供の充実                        | 2.40 点 |
|                               | ②妊娠・出産・育児への切れ目ない支援の実施                 | 2.83 点 |
|                               | ③食育の推進                                | 2.80 点 |
|                               | ④小児医療体制の実施                            | 3.00 点 |
| 2 親と子が共に学び育つ環境づくり             |                                       |        |
| 2.89 点                        | ①教育・体験による総合的な学びの推進                    | 2.85 点 |
|                               | ②家庭と地域の教育力向上                          | 3.00 点 |
| 3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり |                                       |        |
| 3.00 点                        | ①子どもの交通安全を確保するための活動                   | 3.00 点 |
|                               | ②子どもを事件や災害の被害から守るための活動                | 3.00 点 |
|                               | ③子どもたちの健全な遊び・学びを支援する環境づくり             | 3.00 点 |
| 4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの充実    |                                       |        |
| 2.60 点                        | ①児童虐待防止対策の充実                          | 2.25 点 |
|                               | ②障がいのある児童や外国につながる児童等、配慮を要する子どもへの支援の実施 | 2.67 点 |
|                               | ③ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への支援の実施            | 3.00 点 |

全体平均点

2.80 点

## 第3章 計画の基本的な考え方

### I 子ども・子育て支援の基本理念



あたたかいふれあいの中で、  
子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまち



### 2 事業体系

|                                    |
|------------------------------------|
| 1 子ども・子育て支援の推進                     |
| ①子育て相談、情報提供の充実                     |
| ②妊娠・出産・育児への切れ目ない支援の実施              |
| ③各種健診の実施、訪問等の見守り支援の充実              |
| ④食育の推進                             |
| ⑤小児医療体制の維持・確保                      |
| 2 親と子が共に学び育つ環境づくり                  |
| ①教育・体験による総合的な学びの推進                 |
| ②家庭と地域の教育力向上                       |
| 3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり      |
| ①子どもの交通安全を確保するための活動                |
| ②子どもを事件や災害の被害から守るための活動             |
| ③子どもたちの健全な育ちを支援する環境づくり             |
| ④子どもたちの健全な遊び・学び、居場所づくりへの支援         |
| 4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの <b>推進</b> |
| ①児童虐待防止対策の <b>推進</b>               |
| ②配慮を要する子どもへの支援の実施                  |
| 5 未来を担う子どもを応援する仕組みづくり（子どもの貧困対策計画）  |
| ①ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への支援の実施         |
| ②国や府と連携した経済的支援の実施                  |
| ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現         |

### 3 事業内容

#### I 子ども・子育て支援の推進

##### 現状と今後の方向性

和束町では子ども・子育て世帯への支援として、相談支援・情報提供、医療の充実・定期的な健診の実施、交流の促進、日頃の見守り、食育の推進等、様々なそして幅広い支援を実施してきました。

今後も一層の支援の実施・充実に努め、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援を行い、和束町における子育てを支援していきます。

##### ①子育て相談、情報提供の充実

| 方針 | 事業             | 内容   |
|----|----------------|--|
| 重点 | 情報提供の充実        | ●町役場、保育園、小・中学校をはじめ、保護者と接する機会の多い各機関において、ホームページ等を活用した情報提供や相談窓口の周知を図ります。    |
| 重点 | 子育て講演会         | ●子育ての中で大事にしたいことを学べる場の提供を行うと共に多くの保護者が参加するよう、ニーズに応じた講演内容や啓発の工夫をしながら、実施します。 |
| 重点 | 育児講座           | ●親子ふれあい事業、親子交流会、父親のための子育て講座をはじめ、父親の育児参加、家庭教育参加を促す取組を進めます。                |
| 継続 | 地域子育て支援センターの充実 | ●子育てに関する相談などの支援を行う子育てサポートセンター事業の充実に努め、受講者の確保を図ります。                       |
| 継続 | 乳幼児健康相談        | ●乳幼児の健全な発育、発達を促進するため、保健指導を実施します。<br>●発達の様子、栄養、育児等の相談を実施します。              |
| 重点 | 子育てホットダイヤル     | ●子育て支援センター職員が、随時電話相談にも応じています。  |
| 重点 | 高齢者との世代間交流の推進  | ●各地区で開かれている高齢者ふれあいサロン、グランドゴルフ大会などを活用し、子どもと高齢者の交流機会を支援します。                |

## ②妊娠・出産・育児への切れ目ない支援の実施

| 方針 | 事業                | 内容   |
|----|-------------------|--|
| 継続 | 不妊治療費助成事業         | ●不妊治療の費用を助成します。  |
| 継続 | 特定不妊治療費助成事業【京都府*】 | ●特定不妊治療の費用を助成します。  |
| 新規 | 出産・子育て応援事業        | ●国や府と連携し、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体として実施します。   |
| 継続 | 母子健康手帳の交付         | ●父親、母親がともに妊娠、出産、子育てを我が事として向き合い、一緒になって準備を進めていくとともに、子どもの健やかな成長を家族で綴る親子健康手帳を交付します。  |
| 新規 | 電子版母子健康手帳         | ●子育て支援充実のため、子育て応援アプリを導入しています。妊婦健診の記録やお子さんの健診・成長記録、予防接種のスケジュール管理等が簡単に見え、妊娠週数やお子さんの月齢に合わせた町からの情報を受取ることができます。災害等で紙の母子健康手帳を紛失された場合、アプリで記録を見ることができ、適切な支援を受けやすくなります。 |
| 新規 | 産後ケア事業            | ●家族等から支援を受けられない・体調不良や育児不安がある産後1年までのお母さんと赤ちゃんが対象です。<br>●助産所等における宿泊または日帰りで助産師等の専門スタッフに、お母さんの健康管理や乳房ケア、赤ちゃんの発育、授乳、沐浴等の相談をしたり、赤ちゃんを助産師等に任せ、お母さんが休むこともできます。         |
| 新規 | ブックスタート           | ●図書室から3~4ヶ月児健診で赤ちゃん向けの絵本を差し上げます。読み聞かせや図書館の利用案内も行っています。   |

\*【京都府】の表記があるものは、京都府が主体で実施している事業や支援

### ③各種健診の実施、訪問等の見守り支援の充実

| 方針 | 事業                  | 内容  |
|----|---------------------|---|
| 継続 | 妊婦健診事業              | ●妊婦健診にかかる費用を14回公費負担します。   |
| 新規 | 産婦健診事業              | ●産婦健診にかかる費用を2回公費負担します。  |
| 継続 | 乳幼児健康診査             | ●乳幼児の成長・発達の確認、疾病の早期発見のため、乳児健診(3~4か月/9~10か月)、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施します。3歳児健診では、 <b>スポットビジョンスクリーナー</b> を用いた目の屈折検査についても実施します。<br>●医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士等の専門職が相談に応じ、悩みや不安の軽減に努めます。 |
| 新規 | 新生児聴覚検査費用助成事業       | ●新生児聴覚検査にかかる費用を1回公費負担します。   |
| 新規 | 1か月児健康診査事業          | ●乳児の疾病の早期発見・早期治療及び健康の保持増進を図るとともに子育て家庭を支援するため、委託医療機関で1か月児健診を実施します。<br>●1か月児健康診査にかかる費用を公費負担します。   |
| 継続 | 歯科検診、指導             | ●乳歯むし歯の予防と歯科分野から口腔機能の発育を支援するため歯科検診と歯科保健指導を実施します。<br>●2歳児から3歳児を対象にフッ素塗布を実施します。<br>●保育園では、むし歯予防のため、年中児と年長児を対象に週1回のフッ化物洗口を実施します。   |
| 継続 | 感染症予防と予防接種          | ●感染症の蔓延防止と感染予防の普及啓発に努めます。<br>●予防接種の年間スケジュールを配布し、対象者に個別通知する等接種勧奨に努めます。<br>●町独自で生後6か月から中学校3年生までのインフルエンザ予防接種費用・ <b>新型コロナワクチン費用</b> を全額助成します。   |
| 継続 | 妊婦訪問事業              | ●保健師が家庭を訪問し、健康状態や生活状況の確認、妊娠中、出産後についての相談、情報提供などを行います。  |
| 継続 | 赤ちゃん訪問（こんにちは赤ちゃん事業） | ●赤ちゃんが生まれた全ての家庭を保健師が訪問し、母親の体調確認や育児環境の把握、児の成長・発達の確認、子育てに関する情報提供等を行います。必要に応じて適切な支援につなぎます。   |

### ③食育の推進

| 方針 | 事業                         | 内容  |
|----|----------------------------|---|
| 継続 | 乳幼児期から思春期まで発達に応じた食に関する情報提供 | ●乳児相談の際に栄養士による離乳食教室や栄養相談を行います。保護者が離乳食についての悩みや疑問を解決し、子どもにあわせた離乳食の進め方を身に着け、子どもの健全な食生活を実現できるよう取り組みます。  |
| 継続 | 保育園と学校における食育の推進            | ●「リズムを持って食べる」「感謝し、味わって食べる」など楽しく食べることについての教育を推進します。<br>●保育園の菜園での農作物の栽培、収穫を通じて食文化と食の体験を推進します。<br>●児童生徒の発達段階に応じて、食育を進め、給食が食育の「教材」となるよう、取り組みます。<br>●保護者に対して、食育の意義を伝え、日頃から、食を通じた子どもとのコミュニケーション、子どもの成長・健康面での配慮、家庭の味を子どもに伝えることを促します。 |
| 継続 | 小児期からの生活習慣病予防対策            | ●各学年の指導内容に基づき、計画的に指導します。更に「ほけんだより」などを通して、家庭の協力も呼びかけます。  |
| 継続 | 健康面からの食育の推進                | ●食事の栄養面や朝ごはんの習慣、食事の量、おやつの量や頻度、噛むことの大切さなど、児童生徒の成長に大切な健康面における正しい食生活の習慣を、保護者とも連携しながら指導します。   |
| 継続 | 地産地消と郷土の食に関する学習機会          | ●お茶をはじめ、郷土の食や地産地消の大切さについて学ぶ教育を推進します。  |

### ④小児医療体制の維持・確保

| 方針 | 事業                    | 内容   |
|----|-----------------------|--|
| 継続 | かかりつけ医の利用促進           | ●かかりつけ医をもつメリットを伝え、近隣の小児科について情報提供するとともに、小児救急電話相談等の広報についても継続して実施します。         |
| 継続 | 小児医療の維持・確保            | ●相楽休日応急診療所において、相楽医師会に所属する医師が輪番制で出務し診察を行います。日曜・祝日や年減年始における小児救急医療体制の確保に努めます。 |
| 継続 | 福祉医療（子育て支援医療費）助成制度の充実 | ●子どもの疾病的早期発見・治療に資するよう、また子育て家庭の負担軽減のため、0歳から18歳までの医療費助成を今後も継続させます。           |

## 2 親と子が共に学び育つ環境づくり

### 現状と今後の方向性

和束町ではこれまで、保育園における英語教育の実施、小・中学校における体験学習の実施や外部講師・A L T等による授業の実施等、幅広い教育の実施に取り組んできました。さらに、保育園と小学校の連携により、小学校へ上がる際への支援もおこなっており、保育園、小・中学校と連続性のある教育の実施に取り組んでいます。

今後も、子どもたちが心身ともに豊かに育ち、社会の中で主体的に生き抜くための力を身につけられるよう、地域との協働の視点も含めた総合的な学びを推進していきます。

#### ①教育・体験による総合的な学びの推進

| 方針 | 事業                     | 内容  |
|----|------------------------|---|
| 継続 | 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"><li>●小小連携を図り、学習指導の充実を図ります。</li><li>●I T授業や習熟の程度に応じた学習指導を実施します。</li></ul>  |
| 継続 | 教育相談の実施                | <ul style="list-style-type: none"><li>●スクールカウンセラー等を活用して日常的に相談できる環境を整えます。</li></ul>  |
| 継続 | 保育園、小学校、中学校の連携推進       | <ul style="list-style-type: none"><li>●もうすぐ1年生事業、親のための応援塾を中心に保小連携の充実を図ります。</li><li>●授業公開、研究発表会、つながりと学習を目的にした各学年の教科・行事の交流など、小小連携の充実を図ります。</li><li>●ふるさと教育、和人研を中心に小中連携の充実を図ります。</li></ul> |
| 継続 | 教職員の資質の向上              | <ul style="list-style-type: none"><li>●年度毎の研究テーマを定めた年間研修プログラムに基づき、計画的に研修・会議を実施します。</li><li>●教育委員会主催の教職員研修会、研究指定校による教職員スキルアップを支援します。</li></ul>   |
| 継続 | 外部の人材の協力による学校の活性化      | <ul style="list-style-type: none"><li>●児童生徒にとって学びが豊かになるよう、教科や部活動などの外部人材との連携の充実を図ります。</li></ul>  |
| 継続 | 語学教育等の推進               | <ul style="list-style-type: none"><li>●保育園における英語教育を実施します。</li><li>●小・中学校におけるA L Tによる指導の充実を図ります。</li><li>●小学校に英語専科教員を配置し、外国語教育の充実を図ります。</li></ul>  |
| 継続 | 多様な体験活動の推進             | <ul style="list-style-type: none"><li>●小・中学校、保育園との体験学習（各教科授業体験・生活科のごっこ活動）、中学校の職場体験学習の充実を図ります。</li></ul>   |

| 方針 | 事業         | 内容   |
|----|------------|--|
| 継続 | 安全管理に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● P T A、地域、関係機関と協力し、通学路点検や見守りなど、児童生徒の安全を確保する取組を継続します。</li> <li>● 「こども 110 番の家」と連携し、子どもの見守りを実施します。</li> <li>● 学校防災マニュアルなどの作成を行い、学校の安全管理の一層の充実を図ります。</li> </ul> |
| 継続 | 学校施設の整備充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安心・安全な学校づくりのために定期的に校舎等を点検及び改修を実施します。</li> </ul>   |

## ②家庭と地域の教育力向上

| 方針 | 事業                           | 内容   |
|----|------------------------------|--|
| 継続 | 高齢者の知恵や力を子どもたちに生かす活動         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者と一緒に伝統文化、芸術や創作活動などの充実を図ります。</li> </ul>   |
| 継続 | ふるさと教育の推進                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「お茶と和束町」をキーワードに地域産業への理解を深める学習を推進します。</li> <li>● 身近にある地域の文化や文化財を教材として活用し、伝統文化を学ぶ機会の充実を図ります。</li> </ul> |
| 継続 | こどもスポーツ環境の整備                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ニュースポーツや体験活動を実施し、子どものニーズを踏まえたスポーツ活動を実施します。</li> <li>● あそび塾を定期的に実施します。</li> </ul>                      |
| 継続 | 地域の環境を生かした教育の推進（植物観察・親子絵画教室） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 四季の植物や地域の自然への関心を醸成する教育を進めます。</li> <li>● 外部講師を招き、環境の出前授業を実施します。</li> </ul>                             |

### 子どもたちと高齢者の交流

放課後児童クラブにおいて、高齢者と子ども達の交流促進の1つとして、高齢者が子ども達にけん玉やお手玉といった昔遊びを教え、一緒に楽しむ活動も実施しています。



### 3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり

#### 現状と今後の方向性

子どもたちが健全に遊び、学ぶための環境を整えることは、子どもたちの育ちや学びに大きな影響を与えるため、環境づくりへの支援は大変重要です。子どもたちが事故やインターネットやSNSを利用した事件・犯罪に巻き込まれることのないように、多様な被害から子どもを守り、子どもたちが安全安心にそして健全にのびのびと育つことのできる環境づくりを進めます。

また、すべての子どもたちが安心して育つためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことも大切です。幸せな状態（ウェルビーイング）の実現に向けた居場所づくりについても推進していきます。

#### ①子どもの交通安全を確保するための活動

| 方針 | 事業             | 内容   |
|----|----------------|--|
| 重点 | 交通安全教育の実施      | <ul style="list-style-type: none"><li>●小学校で交通安全教室を実施します。</li><li>●保育園児を対象とした交通安全教室を実施します。</li></ul>  |
| 継続 | 通学路の安全確保       | <ul style="list-style-type: none"><li>●「相楽東部広域連合通学路安全推進会議」を中心に、関係機関と連携して通学路を中心とした交通安全対策を実施します。</li><li>●PTAの改善要望に基づき、通学路の安全確保にかかる施設整備を実施します。</li></ul> |
| 継続 | チャイルドシート等の着用啓発 | <ul style="list-style-type: none"><li>●春・秋の交通安全週間を中心に、交通安全関係団体によるベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシート・シートベルトの着用に関する街頭啓発キャンペーンを実施します。</li></ul>                      |
| 継続 | チャイルドシートの貸与の実施 | <ul style="list-style-type: none"><li>●乳幼児の自動車乗車中の安全の確保を図ることを目的に、チャイルドシートの貸与を実施します。</li></ul>  |

#### ②子どもを事件や災害の被害から守るための活動

| 方針 | 事業             | 内容  |
|----|----------------|---|
| 継続 | 「こども110番の家」の推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>●緊急時の避難場所となる「こども110番の家」との協力体制の充実を図ります。</li><li>●安全マップを作成し、周知に努めます。</li></ul>                          |
| 継続 | 防犯情報の配信        | <ul style="list-style-type: none"><li>●広報誌等による防犯知識等の情報提供を行います。</li><li>●不審者情報を町が各公共施設に配信します。</li></ul>                                      |
| 継続 | 防犯パトロール等の実施    | <ul style="list-style-type: none"><li>●子ども見守り隊ボランティア活動を推進します。</li><li>●住民、警察、防犯推進員、青少年育成委員会、保護司会との連携強化を図りながら、安全パトロールや街頭啓発等を実施します。</li></ul> |

| 方針 | 事業                    | 内容  |
|----|-----------------------|---|
| 継続 | インターネット・SNS等による有害情報対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●外部講師による、インターネットやSNS等を通じた有害情報対策に関する研修を実施します。</li> <li>●家庭において子どもに持たせることについての判断や「使うときのルール」を決めるよう促します。</li> <li>●児童生徒の携帯電話への過度の依存や、携帯電話を用いたネット上のいじめなどの防止・問題解決に取り組みます。</li> </ul> |
| 継続 | 学校の防災教育の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校防災計画に基づき、定期的に学校防災に関する訓練及び取組を役場や消防団、消防署と協働して実施します。</li> </ul>  |
| 継続 | 被害にあった場合のケアの推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と密接に連携を図り、解決や改善に向けて全力を尽くし、一人ひとりの子どもたちの命と心を守る取組を行います。</li> </ul>   |

### ③子どもたちの健全な育ちを支援する環境づくり

| 方針 | 事業                     | 内容   |
|----|------------------------|--|
| 継続 | 小・中学校スクールカウンセラー活用事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめや不登校・ひきこもりなどで悩んでいる児童・生徒に対して常に相談ができる環境を整えるため、スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の心のケアを行います。</li> </ul>  |
| 継続 | いじめ防止対策の充実             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめの根絶を目指し、学校教育を通じて生命を尊ぶ心の醸成、情報モラル教育の充実、いじめや家庭環境に関する定期的な把握などに取り組みます。</li> <li>●いじめ防止等対策委員会を中心として、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図ります。</li> <li>●スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のケアを実施します。</li> </ul> |
| 継続 | 不登校児童対策の実施             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●不登校児童が発生しないように一人ひとりの状況の把握に常に努めます。</li> </ul>   |
| 継続 | 性、酒害、たばこ等に関する教育（思春期保健） | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「学校保健計画」の中に位置づけ、全学年で実施する「命の教育」や保健の授業を通じて、正しい知識の普及と行動の指導を実施します。</li> </ul>  |
| 継続 | 薬物乱用防止対策の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●警察と連携を図り、専門の講師を招聘し「薬物乱用防止教室」を実施します。</li> </ul>   |

#### ④子どもたちの健全な遊び・学び、居場所づくりへの支援

|    |                         |   |
|----|-------------------------|---|
| 継続 | 遊びの場・集いの場の整備の必要性についての検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園等の、子どもたちが集い、遊べる場に関する整備の必要性について検討します。</li> <li>●危険遊具の点検・メンテナンスを実施します。</li> </ul> |
| 継続 | 子どもたちの健全な遊び・学びへの支援の実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●和束保育園内で開設している「わづかおもちゃ図書館」をはじめとする、子どもたちの健全な遊び・学びを支援する事業を実施します。</li> </ul>          |

#### 遊びの場・集いの場

##### ●わづかおもちゃ図書館●

おもちゃ図書館では、おもちゃがたくさんある場所で自由に遊んだり、気に入ったおもちゃがあれば借りて帰ることができます。

和束保育園内で、毎週土曜日午前10時からお昼12時に開館しています。

|    |                    |   |
|----|--------------------|---|
| 継続 | 社会教育施設、社会体育施設などの活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会教育・社会体育の関係団体との連携を図り、子どもの安心・安全な活動の場を提供します。</li> </ul>                        |
| 継続 | 放課後子ども教室の実施        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●遊び塾による放課後の子どもの居場所づくりと子どもが様々な人との交流を通して豊かな体験活動・学習活動ができるよう事業の充実を図ります。</li> </ul> |
| 継続 | いきいきこども館事業の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●こども館において、小・中学生の健康増進や子ども同士の交流を推進します。</li> </ul>                                |

#### 遊びの場・集いの場

##### ●和束町いきいきこども館●

子ども達が健全に遊び、交流するための遊び場です。そして、子ども達や子育てにかかわるすべての人が集い、学び、遊び、相談できる居場所です。



## 4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの**推進**

### 現状と今後の方向性

近年、子育て世帯を取り巻く環境は多様化しており、またそれぞれの家庭環境も様々です。

そういう多様な家庭に対する、障がい等のある子どもや外国につながる子ども等、配慮が必要な子どもに対する支援について、これまでに引き続き実施していきます。

また、近年問題視されている児童虐待については、相談窓口の充実や訪問活動等の実施によって未然に防ぐことを第一として、早期発見・早期対応を行うのはもちろん、実際に起こってしまった際の早急な対応やアフターケア等、関連機関と連携した取り組みを行っていきます。

### ①児童虐待防止対策の**推進**

| 方針 | 事業                       | 内容   |
|----|--------------------------|--|
| 継続 | 児童虐待等に関する相談支援の <b>実施</b> | ●妊娠期から関わり、相談しやすい関係の構築や生活状況の把握に努めます。  |
| 継続 | 養育支援訪問事業                 | ●新生児訪問や乳幼児健診等で、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師の訪問等により支援を行います。   |
| 継続 | 児童虐待防止対策の推進              | ●「チルドレンズファースト」「児童虐待防止」の普及啓発のため、子育て家庭だけでなく、町全体に向けた啓発、関係者への情報提供を行います。<br>●児童虐待の発生予防と早期発見等に向けて、医療機関、児童委員、子どもに関わる団体などに積極的に働きかけていきます。 |
| 継続 | 要保護児童対策地域協議会の運営          | ●児童虐待の発生予防から早期発見・対応、アフターケアに至るまで総合支援を講じるため、医療機関、児童相談所、警察、保育園、小・中学校、教育委員会、町の連携体制を継続します。  |

## ②配慮を要する子どもへの支援の実施

| 方針 | 事業                                   | 内容   |
|----|--------------------------------------|--|
| 継続 | 配慮が必要な子どもへの支援の実施                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園・小学校・教育委員会や保健師等が連携し、配慮が必要な児童に対する支援を実施します。</li> <li>●講演会等の子育て支援を実施し、子どもの発達に関する正しい知識の普及を図ります。</li> <li>●職員加配による対応、相談対応の実施等、総合的支援体制の構築に努めます。</li> </ul>  |
| 継続 | 学校における配慮が必要な子どもへの支援の実施               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援学級の充実、特別支援教育支援員の配置、相楽通級指導教室の積極的活用など、特別支援教育の一層の推進に努めます。</li> <li>●校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の校内組織を充実し、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援を行います。</li> <li>●様々な児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するべく、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業を展開します。</li> </ul> |
| 継続 | 障がいのある子どもに対する支援の実施<br>(障がい児福祉計画との連携) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健診や年中児サポート事業時に、発達の遅れなどが疑われる子どもについて、専門機関等の紹介等、連携を図ります。</li> <li>●相談支援事業所と連携し、児童の成長や保護者ニーズに応じ、自立支援給付(児童デイサービス、短期入所サービスなど)が適切に提供されるよう、広域でサービス基盤の確保を図ります。</li> </ul>  |
| 継続 | 年中児発達サポート事業                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●臨床心理士と保健師による保育園での集団観察や発達相談、発達検査を実施します。子どもの苦手な所や集団への馴染みにくさ等、子どもの行動への理解や関わり方、支援の方法を保護者や保育士と一緒に考えます。よりよい関わりで、子どもも保護者も過ごしやすくなることや親子で自信を深めて就学を迎えるよう取り組んでいます。</li> </ul>   |
| 継続 | 福祉医療費(重度心身障害児(者))助成事業                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい児(者)の疾病の治療及び負担の軽減を図ります。</li> </ul>  |

## 5 未来を担う子どもを応援する仕組みづくり（子どもの貧困対策計画）

### 現状と今後の方向性

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築をめざし、国は子どもの貧困対策を進めています。

和束町においても、各種経済的支援の実施のほか、貧困率が高くなってしまいがちなひとり親家庭への支援についても引き続き実施していきます。また、生活の安定に向けて、仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランスの実現のための施策についてもあわせて推進していきます。

### ①ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への支援の実施

| 方針 | 事業                | 内容   |
|----|-------------------|--|
| 継続 | ひとり親家庭に対する相談支援の充実 | ●ひとり親福祉担当職員と京都府ひとり親福祉推進員による相談の随時受け付けや、民生委員との連携によって個々の状況を把握し、必要な支援につなげます。 |
| 継続 | 情報提供の実施           | ●家庭訪問等を通じて支援制度や手当などの情報提供を図ります。   |
| 継続 | ひとり親福祉推進員の活動      | ●早い段階から家庭の相談・訪問を行い、生活一般、資格取得、就業、離婚問題などの相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。         |

### ②国や府と連携したの経済的支援の実施

| 方針 | 事業                         | 内容  |
|----|----------------------------|---|
| 継続 | 児童手当支給事業                   | ●0歳から高校卒業までの児童を養育している人に対し児童手当を支給し、子育てを支援します。  |
| 新規 | 保育料の無償化                    | ●国が実施する「幼児教育・保育の無償化」、府が実施する「多子世帯・第3子以降の保育料の減免」に加えて、町独自制度により0～2歳児の保育料の無償化を実施します。   |
| 継続 | 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金【京都府】    | ●雇用保険による支援を受けられない人で、母子家庭の母又は父子家庭の父が職業能力の開発のための講座（国が教育訓練給付の対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料の補助を行い、就業を支援します。   |
| 継続 | 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給【京都府】 | ●母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。 |

| 方針 | 事業                 | 内容  |
|----|--------------------|---|
| 継続 | 児童扶養手当の給付<br>【京都府】 | ●父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を同じくしていないか、または父（母）が身体等に重度の障がいのある児童の母や母に代わってその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している人に対し児童扶養手当を支給し子育てを支援します。（所得制限あり）             |
| 継続 | 母子父子福祉資金の貸付        | ●母子父子福祉資金の相談及び受付を行い生活安定の支援をします。   |
| 継続 | 福祉医療費（ひとり親家庭）助成事業  | ●18歳に到達した年度末日までの子どもとひとり親又は養育者が、健康保険証を使って病院等で受診した場合の自己負担分（一部自己負担金あり）を公費で助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ります。  |
| 継続 | 小・中学校の就学援助         | ●経済的な理由等によって学習に必要な文房具や靴などの購入に困っておられる保護者に対して、その費用の一部を援助し、制度の周知に努めます。<br>●小・中学校における給食費・修学旅行費・臨海学習費・校外学習費を無償とし、保護者の負担を軽減するとともに、児童生徒の教育・体験への総合的な支援を実施します。 |

### ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

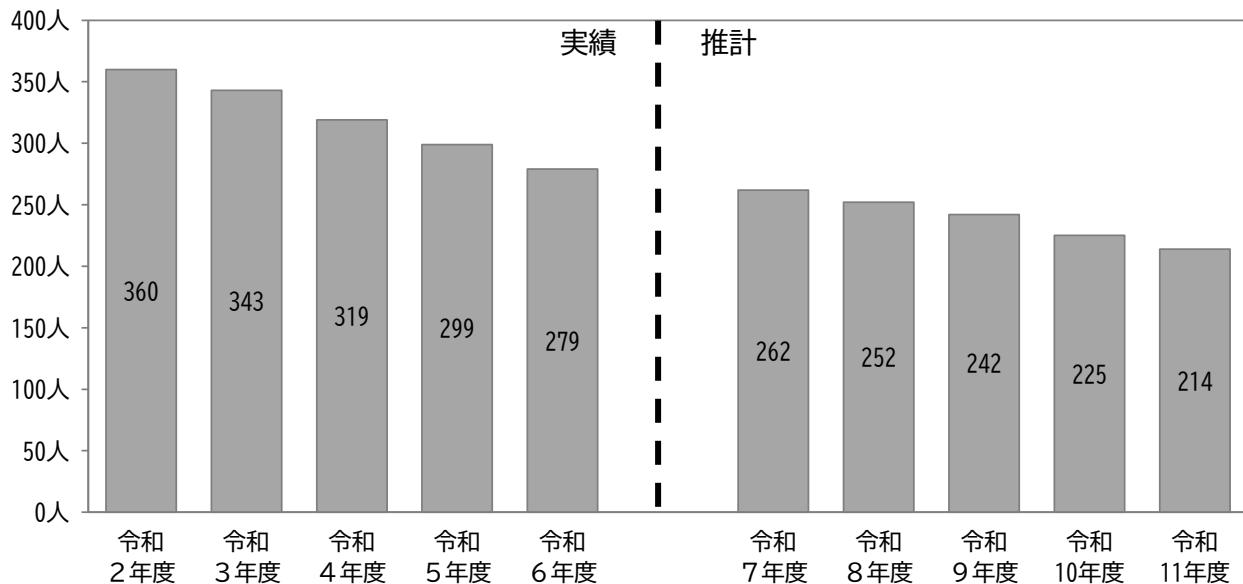
| 方針 | 事業                                  | 内容  |
|----|-------------------------------------|---|
| 継続 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種関係法令、支援制度の普及啓発 | ●仕事と子育ての両立に向けた、育児・介護休業法、女性活躍推進法、働き方改革関連法等の関係法令や育児休業、就労支援に係る各種制度などについての周知・啓発に努めます。       |
| 継続 | 多様な働き方の実現に向けた啓発                     | ●仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働きやすい職場環境と労働時間の弾力化に向けた啓発活動に努めます。                          |
| 継続 | 育児休業制度等の普及啓発                        | ●子育て中の就業者に配慮した就労環境の推進に向けて、企業等に対して、育児休業制度や短時間勤務制度などを活用して、就労者が職場継続・復帰しやすい環境の整備について働きかけます。 |

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

### I 将来の子ども人口

住民基本台帳による和束町の18歳未満人口は、減少傾向で推移し、コーホート変化率法※を用いた推計人口においては、令和6年度の279人から令和11年度には214人まで減少するものと想定されます。

※コーホート変化率法：同じ年齢の集団（コーホート）における人口の変化率を基にして将来人口を算出する方法のこと。



|         | 実績    |       |       |       |       | 推計    |       |       |        |        |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 18歳未満人口 | 360   | 343   | 319   | 299   | 279   | 262   | 252   | 242   | 225    | 214    |
| 0歳      | 12    | 12    | 10    | 6     | 9     | 9     | 8     | 8     | 8      | 7      |
| 1歳      | 15    | 14    | 11    | 10    | 5     | 9     | 9     | 8     | 8      | 8      |
| 2歳      | 12    | 15    | 18    | 12    | 9     | 5     | 9     | 9     | 8      | 8      |
| 3歳      | 15    | 12    | 15    | 18    | 10    | 9     | 5     | 9     | 9      | 8      |
| 4歳      | 18    | 16    | 12    | 15    | 18    | 10    | 9     | 5     | 9      | 9      |
| 5歳      | 16    | 18    | 17    | 12    | 15    | 18    | 10    | 9     | 5      | 9      |
| 6歳      | 16    | 18    | 19    | 15    | 11    | 15    | 18    | 10    | 9      | 5      |
| 7歳      | 20    | 17    | 17    | 20    | 14    | 11    | 16    | 19    | 10     | 9      |
| 8歳      | 24    | 18    | 16    | 17    | 20    | 13    | 11    | 15    | 18     | 10     |
| 9歳      | 19    | 24    | 17    | 16    | 16    | 19    | 12    | 10    | 14     | 17     |
| 10歳     | 28    | 19    | 23    | 17    | 16    | 16    | 19    | 12    | 10     | 14     |
| 11歳     | 14    | 28    | 17    | 23    | 17    | 16    | 16    | 19    | 12     | 10     |
| 12歳     | 18    | 14    | 26    | 17    | 22    | 17    | 16    | 16    | 19     | 12     |
| 13歳     | 26    | 18    | 14    | 25    | 17    | 22    | 17    | 16    | 16     | 19     |
| 14歳     | 19    | 26    | 18    | 15    | 24    | 17    | 22    | 17    | 16     | 16     |
| 15歳     | 27    | 18    | 26    | 18    | 15    | 24    | 17    | 22    | 17     | 16     |
| 16歳     | 31    | 26    | 18    | 25    | 17    | 15    | 23    | 16    | 21     | 17     |
| 17歳     | 30    | 30    | 25    | 18    | 24    | 17    | 15    | 22    | 16     | 20     |
| 未就学児    | 88    | 87    | 83    | 73    | 66    | 60    | 50    | 48    | 47     | 49     |
| 小学生     | 121   | 124   | 109   | 108   | 94    | 90    | 92    | 85    | 73     | 65     |
| 中高生     | 151   | 132   | 127   | 118   | 119   | 112   | 110   | 109   | 105    | 100    |

※実績データは住民基本台帳各年度4月1日時点

## 2 量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育提供区域の設定

#### ① 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

#### ② 和束町における教育・保育提供区域

和束町では、子ども同士や保護者同士の交流機会を重要と考えています。現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、現行体制での事業実施が最適と考え、和束町においては、教育・保育提供区域を町全域の1区域として設定します。

### (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みと、量の見込みに対する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制、実施時期については以下の通りです。

|                  |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1・2号認定<br>(3~5歳) | 需要率   | 100%  | 100%  | 100%  | 100%   | 100%   |
|                  | 量の見込み | 37    | 24    | 23    | 23     | 26     |
|                  | 確保方策  | 37    | 24    | 23    | 23     | 26     |
| 1号認定             | 量の見込み | 0     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 2号認定             | 量の見込み | 37    | 23    | 22    | 22     | 25     |
| 3号認定<br>(2歳)     | 需要率   | 100%  | 100%  | 100%  | 100%   | 100%   |
|                  | 量の見込み | 5     | 9     | 9     | 8      | 8      |
|                  | 確保方策  | 5     | 9     | 9     | 8      | 8      |
| 3号認定<br>(1歳)     | 需要率   | 88.9% | 88.9% | 87.5% | 87.5%  | 87.5%  |
|                  | 量の見込み | 8     | 8     | 7     | 7      | 7      |
|                  | 確保方策  | 8     | 8     | 7     | 7      | 7      |
| 3号認定<br>(0歳)     | 需要率   | 33.3% | 37.5% | 37.5% | 37.5%  | 42.9%  |
|                  | 量の見込み | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
|                  | 確保方策  | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |

#### 提供体制、確保方策の考え方

現在の実績をふまえ、2~5歳児については全数、1歳児については9割程度、0歳児については4割程度の需要率で見込みます。

今後も引き続き、利用者のニーズを反映できるよう体制の整備を進めます。

また今後、保育を必要とする事由に該当しない保護者からの預かりへの対応を進めるため、和束保育園の認定こども園への移行に関する検討を進め、運用に向けた調整を行います。

### (3) 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### ①利用者支援事業

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

|           |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（か所） |             | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 確保方策      | 基本型・特定型（か所） | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
|           | 母子保健型（か所）   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

※母子保健型については、計画期間中におけるこども家庭センター型への移行を検討。

#### 提供体制、確保方策の考え方

和束町では、地域子育て支援センターと福祉課の2ヶ所で実施しています。また、計画期間中におけるこども家庭センターの設置を検討しています。

今後も引き続き、情報提供や相談等の事業内容の充実を図りながら、事業実施します。

#### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

|             |  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|--|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人回／年） |  | 28    | 31    | 30    | 29     | 28     |
| 確保方策（人回／年）  |  | 28    | 31    | 30    | 29     | 28     |
| 提供実施箇所数（か所） |  | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

#### 提供体制、確保方策の考え方

和束町においては、地域子育て支援センターの園庭開放、すくすく広場に該当する事業です。概ね月に4回開催しています。

今後も引き続き、情報提供や相談等の事業内容の充実を図りながら、現行体制で実施します。

#### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。健診費用については助成を行います。

|             |           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳推計人口（人／年） |           | 9     | 8     | 8     | 8      | 7      |
| 量の見込み       | 実人数（人／年）  | 9     | 8     | 8     | 8      | 7      |
|             | 健診回数（回／年） | 126   | 112   | 112   | 112    | 98     |

※検査項目は、妊婦健診で標準とされている項目を医師会との契約の中で定めて実施

#### 提供体制、確保方策の考え方

和束町では、京都府医師会等への委託契約等にて実施しています。妊娠届を出した妊婦さんに受診券を14回分発行し、妊婦さんの希望する医療機関での受診が可能です。

今後も引き続き、事業の充実を図りながら現行体制で実施し、妊娠初期から出産までの期間におけるサポート体制に努めます。

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人／年） | 9     | 8     | 8     | 8      | 7      |

##### 提供体制、確保方策の考え方

和束町では、保健師が訪問を行って事業を実施しており、0歳児のいる家庭すべてを訪問しています。

今後も引き続き、現行体制で実施し、訪問した際に把握した相談内容や悩みに応じて、支援や適切なサービスへの繋ぎを行うなど、子育て家庭への早期からの支援に努めます。

#### ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

|       | 令和7年度       | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 訪問世帯数（世帯／年） | 1     | 1     | 1      | 1      |
|       | 延べ訪問数（件／年）  | 3     | 3     | 3      | 3      |

##### 提供体制、確保方策の考え方

和束町では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師の訪問指導などを実施しています。

現在の実績に応じて需要量を見込んでいますが、事業の利用希望があった際は、それに応じて対応できるようにしつつ、現行体制で実施します。

上記の乳児家庭全戸訪問事業とともに、児童虐待への早期対応や未然防止も含めた事業としても取り組みます。

#### ●子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

和束町においても関係機関の連携強化を図り、事業実施に努めます。

#### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

和束町では、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業を、京都大和の家において実施しています。

これまでの利用実績がないので、量の見込みとしては0人日／年としますが、利用希望があれば柔軟に対応できるよう、現行体制での実施を継続します。

## ⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園等その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

|             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日／年） | 13    | 11    | 11    | 11     | 11     |
| 確保方策（人日／年）  | 13    | 11    | 11    | 11     | 11     |

### 提供体制、確保方策の考え方

和束町では、地域子育て支援センターにおける一時保育に該当する事業です。

今後も引き続き、事業の充実を図りながら現行体制で実施します。

利用者の状況に応じて、需要量が大きく変動する可能性もあるので、その際も可能な限り柔軟に対応します。

## ⑧延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育園等で保育を実施する事業です。

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人／年） | 9     | 8     | 8     | 8      | 8      |
| 確保方策（人／年）  | 9     | 8     | 8     | 8      | 8      |

### 提供体制、確保方策の考え方

和束町では、和束保育園の開園時間（7：30～19：00）内に実施しています。（保育標準時間認定の保育時間（7：30～18：30）の後、または、保育短時間認定の保育時間（8：30～16：30）の前後に実施）

今後も引き続き、事業の充実を図りながら現行体制で実施します。

利用者の状況に応じて、需要量が大きく変動する可能性もあるので、その際も可能な限り柔軟に対応します。

## ⑨病児・病後児保育事業

病気の子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育園等の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。現在町内での実施はありませんが、令和7年度からの実施に向けて調整を進めます。

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人／年） | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 確保方策（人／年）  | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

### 提供体制、確保方策の考え方

利用希望があれば柔軟に対応できるよう事業の実施の検討を進めます。

## ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

町内での実施はありませんが、必要に応じて組織化の是非を検討します。

## ⑪放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

|         |        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み   | 1年生（人） | 9     | 11    | 6     | 5      | 3      |
|         | 2年生（人） | 6     | 9     | 10    | 5      | 5      |
|         | 3年生（人） | 7     | 6     | 8     | 9      | 5      |
|         | 4年生（人） | 9     | 6     | 5     | 7      | 8      |
|         | 5年生（人） | 5     | 6     | 4     | 3      | 4      |
|         | 6年生（人） | 3     | 3     | 4     | 3      | 2      |
|         | 計      | 39    | 41    | 37    | 32     | 27     |
| 確保方策（人） |        | 39    | 41    | 37    | 32     | 27     |

### 提供体制、確保方策の考え方

和束町においては、わづか児童クラブにおいて、1年生から6年生を対象に実施しています。これまでの実績を踏まえて利用を見込んでいますが、利用者ニーズに変動があった際にもしっかりと対応できるよう受け入れ態勢を整備しつつ、現行体制での実施を継続します。

### ●「放課後児童対策パッケージ」に関して

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことが出来るよう、放課後児童対策として国は「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、取組を進めているところです。

|             | 令和6年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|--------|
| 放課後児童クラブ    | 1か所   | 1か所    |
| 放課後子ども教室    | 1か所   | 1か所    |
| うち連携型・校内交流型 | 1か所   | 1か所    |

※連携型または校内交流型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室が、小学校内等の同一の活動場所において実施するなどの連携を実施しており、放課後子ども教室のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できる体制となっているもの。

### 提供体制、確保方策の考え方

和束町における放課後子ども教室は、1小学校区に対し1か所整備されています。

放課後児童クラブとの連携も進められており、今後も継続して事業実施を進めていきます。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

和束町においても適正な給付に努める予定です。

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援し、必要な費用の一部を補助する事業です。

和束町では、現行の保育園体制でニーズに応えることが可能と考えていますが、将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、周辺自治体と連携・情報交換を行っていきます。

## ⑭親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童とその保護者に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談・助言等の必要な支援を行う事業です。

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人／年） | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 確保方策（人／年）  | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

### 提供体制、確保方策の考え方

現在の実績に応じて需要量を見込んでいますが、利用希望があった際は可能な限り柔軟に対応します。

## ⑮妊婦等包括相談支援事業

妊婦等への面談等により、妊婦等の心身や置かれている環境の状況把握を行うとともに、母子保健や子育てに関する情報提供、相談等のその他の援助を行う事業です。

|       |           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 利用人数（人／年） | 9     | 8     | 8     | 8      | 7      |
|       | 面談回数（回／年） | 9     | 8     | 8     | 8      | 7      |
|       | 確保方策（回／年） | 9     | 8     | 8     | 8      | 7      |

### 提供体制、確保方策の考え方

妊娠届けを出した妊婦さんに対して面談を実施します。見込みとしては、各1回の面談回数としていますが、必要に応じた面談の実施を行い、サポート体制の充実に努めます。

## ⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

※令和8年度からは「乳児等のための支援給付」に位置付け

3歳未満の乳児又は幼児（入所児除く）に適切な遊びの場と生活の場（保育園等）を与えるとともに、子育てについての情報提供や助言、その他の援助を行う事業です。

|           |          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み     | 0歳児（人／年） |       | 1     | 1     | 1      | 1      |
|           | 1歳児（人／年） |       | 1     | 1     | 1      | 1      |
|           | 2歳児（人／年） |       | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保方策（人／年） |          |       | 2     | 2     | 2      | 2      |

### 提供体制、確保方策の考え方

6か月～満3歳未満の未入所児に対して、1人10時間/月の利用を見込んでいます。保護者の就労要件や理由を問わず、すべての子どもに対する保育の提供ができるよう事業実施を進めます。

## ⑰産後ケア事業

産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

|             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日／年） | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 確保方策（人日／年）  | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

### 提供体制、確保方策の考え方

現在の実績に応じて需要量を見込んでいますが、利用希望があった際は可能な限り柔軟に対応します。

## ●他の事業について

|             |  |
|-------------|--|
| 子育て世帯訪問支援事業 | 要支援児童の保護者等に、子育てに関する情報の提供、家事や養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業。          |
| 児童育成支援拠点事業  | 養育環境等に課題を抱える児童やその保護者に、情報提供、相談・助言等の支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。 |

## 【事業の方向性】

上記2事業については、現時点において事業実施の見込みはありませんが、今後、国および府の方針や動向を踏まえ、必要に応じて事業実施に向けた調整・検討を進めていきます。

## (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### ①認定こども園の普及に係わる基本的考え方

和束町において、保育の提供と合わせて幼児教育の提供を進め、保護者の就労の有無に関わらず入園できる環境づくりを整備していくため、和束保育園の保育所型認定こども園への移行に関する検討を進め、運用をめざします。

### ②質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう、関係機関と連携して取り組みます。

また、和束町においては、人材不足が大きな課題となっています。国や府と連携しつつ、町としての人材確保や育成に向けた支援等についても取り組んでいきます。

### ③幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な保幼小連携の取り組みの推進

乳幼児期から義務教育（0歳～15歳）を見通した保育・教育の充実をめざし、和束保育園・和束小学校・和束中学校での連携を強化します。また、地域における子育て支援意識の醸成を図り、町全体で子ども達を見守り育てる取り組みを進めます。

## (5) 子育てのための施設等利用給付等の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、令和8年度に実施される「乳児等のための支援給付」についても、子育てのための施設等利用給付同様、円滑な実施を行い、すべての親子が安心して教育・保育を利用できる受け入れ態勢の整備に努めます。

## 参考：第2期計画時の地域子ども・子育て支援事業の見込み量と実績値

| 事業名   |            | 年度  |     |     |     |     |
|---|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用者支援事業                                     |            | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|   | 提供か所（か所）   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 地域子育て支援<br>拠点事業                             |            | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|   | 見込み量（人回／月） | 27  | 29  | 26  | 24  | 22  |
|   | 実績値（人回／月）  | 36  | 4   | 36  | 34  | —   |
| 妊婦健診事業                                      |            | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|   | 見込み量（人／月）  | 12  | 12  | 11  | 10  | 9   |
|   | 見込み量（人回／月） | 142 | 142 | 130 | 118 | 106 |
|   | 実績値（人／月）   | 20  | 22  | 13  | 11  | —   |
|   | 実績値（人回／月）  | 163 | 124 | 75  | 104 | —   |
| 乳児家庭全戸<br>訪問事業                              |            | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|   | 見込み量（人／年）  | 12  | 12  | 11  | 10  | 9   |
|   | 実績値（人／年）   | 12  | 10  | 6   | 8   | —   |
| 養育支援訪問<br>事業                                |            | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|   | 見込み量（世帯／年） | 3   | 3   | 3   | 2   | 2   |
|   | 実績値（世帯／年）  | 0   | 1   | 0   | 0   | —   |
| 子育て短期支援事業については、見込み量・実績値ともになし                |            |     |     |     |     |     |
| 一時預かり事業                                     |            | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|   | 見込み量（人日／年） | 34  | 33  | 31  | 30  | 30  |
|   | 実績値（人日／年）  | 56  | 14  | 4   | 0   | —   |
| 延長保育事業                                      |            | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|   | 見込み量（人日／月） | 8   | 8   | 8   | 8   | 9   |
|   | 実績値（人日／月）  | 4   | 10  | 6   | 14  | —   |
| 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、見込み量・実績値ともになし |            |     |     |     |     |     |
| 放課後児童健全<br>育成事業                             |            | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|   | 低学年見込み量（人） | 39  | 36  | 34  | 31  | 31  |
|   | 低学年実績値（人）  | 39  | 41  | 37  | 32  | 27  |

# 第5章 計画の推進体制

## I 計画の推進

本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、住民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら、一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を次のように進めています。

### 【府内体制の整備】

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療をはじめとする関係各課や教育委員会、関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

### 【住民との協働の推進】

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

### 【国・府との連携】

住民にもっとも身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や府に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

## 2 計画の点検・評価・改善

### 【子ども・子育て会議の運営】

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を府内で点検します。

この点検結果に基づき、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

### 【計画の公表、住民意見の反映】

町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業について広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

様々な機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

## **資料編**

---

**1 和束町子ども・子育て会議条例**

---

**2 和束町子ども・子育て会議条例施行規則**

---

**3 和束町子ども・子育て会議委員**

---

**4 策定の経緯**

---